

第5次焼津市障害者計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第5次焼津市障害者計画策定業務委託

2 業務の目的

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画を策定するための業務である。本計画の策定内容については、関連法案、国の指針及びこれまで本市が策定してきた計画との整合性を保つものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

4 委託内容

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進していく必要がある。

障害者が、地域の中で共に暮らす社会を実現していくためには、市内に配置されている福祉施設等のサービス機関や国及び都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制をつくる必要がある。

これらのことから、障害者基本法に基づき、障害者に関する施策の基本的な事項を定める中期の計画として、焼津市障害者計画を策定する。

(1) アンケート調査等の実施

ア アンケート調査

障害者2,000人を対象とする。

イ 調査票の作成

ウ 集計

エ 分析 データの抽出、傾向等の分析

アンケート調査の結果を分析し、何が欠けているか、何が今後必要か等、課題を計画策定へ反映させる。

オ 調査報告書の作成

(2) 計画策定に向けた分析、検討

ア 現状分析

障害種別人数の動向、社会参加の現状、保健・医療サービスや在宅福祉サービスなど公的サービスの提供状況、人的資源の状況等を把握する。

イ 現行計画の評価

現行計画で掲げた目標と現状とを比較し、目標の達成度を評価し、課題を把握する。また、現行計画の施策体系の妥当性を評価し、計画策定に反映させる。

ウ 基礎数値の推計

上記計画及び関連計画の将来フレームを踏まえ、目標年次における年齢別人口の推計に基づき、障害別の人口推計を行う。

(3) 障害者関連団体等へのヒアリング

市内にある障害者福祉団体（4団体）、サービス提供事業者などへのヒアリングの聞き取りをする。ヒアリングの結果から、団体等の現状、課題、目標、災害時の対策等を把握し、計画策定のための基礎資料とし反映させる。

(4) 障害者計画の策定

ア 基本理念と基本目標の設定

現状や課題等を踏まえ、新たな市の障害保健福祉における基本理念の設定及びそれを具体化するための基本目標の設定をする。スローガン等を設定し、市民にわかりやすい基本理念としたい。

イ 施策の体系化

基本理念や基本目標に基づき障害者施策を推進できるように、重点的に取り組むべき施策や事業を明確にするとともに各施策や事業の目標設定をする。

ウ 具体的施策の展開

施策の体系化に基づき各施策や事業の現状と課題を踏まえ、各施策や事業の方向性を設定し、目標達成のための具体的な方策について検討する。

エ 災害時要援護者への支援についての記載

本市も、地震津波対策が大きな課題であり、災害時や非常事態時の被害を減らすため災害時要援護者や障害者施設利用者の避難対策の充実が必要となる。また、災害後の生活場所としての避難所や仮設住宅は障害を持つ人が生活する場となることが想定されていない体制や設計になっていることが多く、そのことについても事前に想定し、対策を講じる必要がある。災害時要援護者の避難及び災害後の生活等における課題を把握し、その対策を記載する。

オ 地域性を考慮した本市の障害保健福祉施策への提言

前述した委託内容（1）、（2）及び（3）から本市の障害保健福祉の特

徴を把握し、提言できることがあれば提言し、今後の行政にどう活かせるかを検討する。

カ 行政と市民の役割

施策の計画的な推進を図るため、行政・各事業所・市民1人1人、それぞれの責務を明確にし、それぞれの成すべきことを確認できるようにする。

キ レイアウトについて

各種調査事項による資料を基にされた計画の内容など、計画実行に向けての目標及び取り組むべき事項がより明瞭となるレイアウトとする。

(5) 策定委員会の出席、説明

市が設置する「策定委員会」及び「庁内幹事会」に受託者は、市の要請により参画するものとし、会議への資料提供及び議事録等の作成を行う。なお、開催回数は下記の回数を基本とするが、会議の進捗などの都合により、回数を変更する場合もある。

- ① 策定委員会 2回程度
- ② 庁内幹事会 2回程度

(6) パブリックコメントにおける意見集約業務

パブリックコメント用の資料作成や市民、団体等の意見等を体系別に整理・集約する。

(7) 成果品

- ①焼津市障害者計画（A4版、120頁程度、表紙カラー、中表紙色紙、本文モノクロ）500部
- ②焼津市障害者計画概要版（A4版、12頁程度、フルカラー）500部
- ③打合せ記録簿（A4版、簡易製本、本文モノクロ）1部
- ④会議録（全文）（A4版、簡易製本、本文モノクロ）1部
- ⑤上記成果品を電子媒体に収録したデータ（CD-ROM）1部

(8) その他

- ①業務の着手にあたり作成スケジュール等について、市と調整するとともに、計画の骨子等について、速やかに企画提案し市と協議する。
- ②業務上知り得た情報は、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。
- ③市は、成果品の一部もしくは全部を、又はそれらを加工し、無償で使用できるものとする。
- ④設計書に示す数量等は、標準を示すものであつて、業務状況により多少の変化がある場合も、請負金額の変更は行わない。なお、その他、

本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、市と協議し、その指示に従うものとする。